

議長／おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 58 号議案及び第 59 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 47 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 47 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 47 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 48 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 48 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3. 第 49 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 49 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4. 第 50 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の  
手続に関する条例を議題といたします。

第 50 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 51 号議案 武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題と  
いたします。

第 51 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 . 第 52 号議案 武雄市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 52 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 . 第 53 号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 53 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 8 . 第 54 号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 54 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第 54 号議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 . 第 55 号議案 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 55 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／1点ですけど、第9条の乳待坊公園管理は法人その他の団体であって、市長が指定するもの、説明をお願いします。

議長／ちょっとすみません。

山口環境部長

山口環境部長／おはようございます。

第9条の乳待坊公園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するものというふう  
に条例の条文になっております。

決定につきましては、指定候補者の選定委員会にかけて最終的に決定をするということになります。

議長／質疑はございませんか。

江原議員、ちょっと待ってください。

今後、質疑を出すときには通告制にしておりますので、その点について十二分に配慮をお願いをいただきたいと思います。

江原議員／これは議運でも一緒ですけど、数字とか調査せなならんことではなくて、この条文について中身を聞いているだけですから、簡潔に答えられる内容ですから、議長、お願いします。

ということで質問しますが、この法人その他の団体であって今選定委員会で選定する、それを市長が指定するということでしょうか、法人その他の団体であってと、これはどういう範囲の方々の、いわゆる申込みできる要件、その他どんなのがあるんですか。

議長／山口環境部長

山口環境部長／予定では公募をしたいというふうには考えておりますが、乳待坊公園キャンプ場の魅力をアップしていただける、集客を多くしていただける、周辺の活性化をしていただける、そういうところの団体法人を考えております。

いずれにしても公募という形になりますので、公募の中から決定をしていきたいというふう  
に考えております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／では、もう今年の4月から3名の方をお願いして、事実上動いているわけですね。それとの整合性はどうなっていくんでしょうか。

議長／山口環境部長

山口環境部長／現在、委託している分につきましては、乳待坊いこいの広場の、広場の管理、受付とか、そういった維持管理、駐車場の管理、清掃とかそういった維持管理だけですので、今後は先ほど申しあげましたように、魅力アップの要素を取り入れられた、そういった団体の方が応募していただければということで、指定管理者の依頼をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長／質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第55号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 第56号議案 武雄市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第56号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11. 第57号議案 令和3年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

第57号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 12. 第 58 号議案 武雄市新球場建設（建築主体）その 2 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

第 58 号議案 武雄市新球場建設（建築主体）その 2 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 1 ページを御覧ください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事は、建設企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った 2 つの企業体を指名し、5 月 27 日に入札を行いまして、栗原・橋口・松田建設共同企業体が、消費税を含め 5 億 3831 万 8000 円で落札され、6 月 2 日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から令和 4 年 2 月 28 日までとなっております。

整備内容につきましては、内野スタンド、外野スタンド、バックスクリーン・スコアボード工事、グラウンド工事等となります。

議案資料 1 ページに球場レイアウト図、2 ページから 7 ページまでに各種工事種別の平面図、断面図、立面図など、それから 8 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 58 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 59 号議案 朝日公民館建設（建築主体）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／おはようございます。

第 59 号議案 朝日公民館建設（建築主体）工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 3 ページを御覧ください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事は建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った 3 つの企業体を指名し、6 月 3 日に入札を行いまして、本山・松尾一建建設共同企業体が、消費税を含め 2 億 1615 万円で落札され、6 月 9 日付で仮契約を締結したものであります。

工期は議決の日の翌日から令和 4 年 2 月 21 日までとなっております。

整備内容につきましては、朝日公民館建設の建築主体工事となります。

議案資料 9 ページに配置図、付近見取図、10 ページに平面図、11 ページに立面図、12 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 報告第 3 号 令和 2 年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 3 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声



質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度でおさめたいと思います。

日程第 15. 報告第 4 号 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第 16. 報告第 5 号 令和 2 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 17. 報告第 6 号 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 18. 報告第 7 号 令和 2 年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第 19. 報告第 8 号 令和 2 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 20. 報告第 9 号 令和 2 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 21. 報告第 10 号 令和 2 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。